

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会インフラと社会環境を豊かにする「光・環境カンパニー」として、省エネルギーの推進と安全・安心の環境を提供し続けるという重要な社会的使命を担っています。また、当社はこれまでの照明によるソリューションのみならず、照明を通じたサービスにより社会が抱えるさまざまな課題について、事業を通じて解決していく社会的責任があると認識しています。

この社会的使命、社会的責任を果たすためには、持続的な成長と中長期的な企業価値向上が必要不可欠であり、当社を取り巻くすべてのステークホルダーとの対話、共創を通じて社会的課題に積極的に取り組むことで、安心・安全でかつ豊かな社会の発展に貢献していきたいと考えています。

コーポレート・ガバナンスの強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要な課題であると認識しており、透明性・公正性を担保しつつ、迅速な意思決定を行う仕組みの充実に努め、グループ全体でのコーポレート・ガバナンスの強化を進め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4)

招集通知の英訳につきましては2016年6月開催の定時株主総会より実施を始めましたが、議決権電子行使に関する取り組みにつきましては、引き続き検討致します。

(原則4-11) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、各取締役の知識・経験・能力のバランスを確保するため、社外取締役については、企業経営者としての経験・見識・専門性等を考慮して複数指名し、社内取締役については、経験・見識・専門性等を勘案し、経営理念や経営戦略等に沿った、役員に適正な人材を指名しております。

また監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任しております。

取締役会の規模につきましては、企業規模と事業内容から、経営に関する実質的な審議が可能な人数を社内社外あわせて10名以内が適正と考えており、議案審議の実効性を確保しております。

取締役会の多様性につきましては、専門知識や経験等経歴が異なる人材で構成しておりますが、女性の取締役は選任しておりません。今後、女性の取締役の選任を検討してまいります。

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会の多様性につきましては、専門知識や経験等経歴が異なる人材で構成しておりますが、女性の取締役は選任しておりません。今後、女性の取締役の選任を検討してまいります。

取締役会の規模につきましては、企業規模と事業内容から、経営に関する実質的な審議が可能な人数を社内社外あわせて10名以内が適正と考えており、議案審議の実効性を確保しております。取締役の選解任に関する方針・手続きについては、3-1(4)に記載のとおりです。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4) 政策保有株式

当社は、事業戦略上の重要性、事業上のシナジー等の観点から、中長期的に当社の企業価値向上に資すると判断される場合には、株式の政策保有を行います。保有の合理性の認められない株式については縮減していく方針としております。

政策保有株式につきましては、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを個別銘柄ごとに精査し、毎年取締役会で検証しています。

政策保有株式の議決権行使につきましては、企業価値の向上に資するか否かという観点を判断基準としており、投資先の会社提案に無条件で賛成するものではありません。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

当社では、関連当事者間の取引については、法令に従い、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、毎年、役員に対し関連当事者間の取引の有無を確認する調査を実施しております。

(原則2-6) 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の確定給付企業年金につきましては、社外の資産管理運用機関に委託し、管理・運用しており、運用実績等を適切にモニタリングしております。

(原則3-1) 情報開示の充実

(原則3-1 (1))

当社は情報開示に当たって、金融商品取引法等の関連法令や東京証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ホームページでの情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。当社の経営方針等は当社ホームページにて開示しております。

(原則3-1 (2))

1. 基本的な考え方

・当社は、社会インフラと社会環境を豊かにする「光・環境カンパニー」として、省エネルギーの推進と安全・安心の環境を提供し続けるという重要な社会的使命を担っています。また、当社はこれまでの照明によるソリューションのみならず、照明を通じたサービスにより社会が抱えるさまざまな課題について、事業を通じて解決していく社会的責任があると認識しています。

この社会的使命、社会的責任を果たすためには、持続的な成長と中長期的な企業価値向上が必要不可欠であり、当社を取り巻くすべてのステークホルダーとの対話、共創を通じて社会的課題に積極的に取り組むことで、安心・安全でかつ豊かな社会の発展に貢献していきたいと考えています。

コーポレート・ガバナンスの強化は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための重要な課題であると認識しており、透明性・公正性を担保しつつ、迅速な意思決定を行う仕組みの充実に努め、グループ全体でのコーポレート・ガバナンスの強化を進め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していきます。

2. 基本方針

・当社は株主の権利・平等性を確保します。

・当社は当社の持続的成長は従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、適切な協働に努めます。

・当社は法令に基づく開示を適切に行うとともに、利用者にとって有用性の高い情報を適確に提供します。

・当社は取締役会において、当社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、企業戦略等の大きな方向性を示し、また、経営陣の適切なリスクテイクを支える環境整備を行うと同時に、独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行うことで企業価値の向上に努めます。

・当社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と建設的な対話を行います。

(原則3-1 (3))

取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と別途、業績連動型の「信託型株式報酬」で構成しております。報酬等の総額は、株主総会で承認された金額の範囲内であり、「基本報酬」の決定は取締役会にて決議しております。

なお、当社ではコーポレート・ガバナンスの充実に努めるため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しました。当委員会の委員は代表取締役、社外取締役で構成されており、当委員会の活動は2020年2月より開始しております。

(原則3-1 (4))

経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名につきましては、社内取締役候補者については豊富な業務経験と高い見識等を持ち、将来性のある人物を、社外取締役候補者については企業経営等の実務経験と知識に基づき、特定の利害関係者の利益に偏重することのない判断能力を有している人物を取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会において審議し、その意見を踏まえ、代表取締役が候補者を取締役に推薦し、取締役会において決定いたします。

監査役については、監査役として必要な経験、幅広い見識を有していること等を鑑み、監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定いたします。

(原則3-1 (5))

以下の当社ホームページ URL をご参照ください。

<https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>

(補充原則4-1-1)

当社は、取締役会規程において取締役会決議事項の範囲を定めており、経営方針や資産または財務に関する影響の大きい事項等、重要な業務の執行を取締役会で決定しています。

また、取締役会決議事項に該当しない事項については、職務権限基準において、TMC(経営会議)での決裁権限及び執行役員・部長の業務執行権限を定めており、これにより経営陣に対する委任の範囲を明確にしています。

(原則4-9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社では、独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しています。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、独自の基準を満たし、率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しています。

株主総会招集通知URL: <https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/stock/meeting.html>

有価証券報告書URL: [https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/asset\\_security.html](https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/asset_security.html)

(補充原則4-11-1)

当社の取締役会の多様性につきましては、専門知識や経験等経歴が異なる人材で構成しておりますが、女性の取締役は選任していません。今後、女性の取締役の選任を検討してまいります。取締役会の規模につきましては、企業規模と事業内容から、経営に関する実質的な審議が可能な人数を社内社外あわせて10名以内が適正と考えており、議案審議の実効性を確保しております。取締役の選解任に関する方針・手続きについては、前述の3-1(4)に記載のとおりです。

(補充原則4-11-2)

取締役及び監査役の他社役員兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。取締役及び監査役による他の上場企業役員との兼務については、現在、該当者はおりません。

(補充原則4-11-3)

当社は取締役会の実効性評価を行うに当たり、第三者機関を活用する等具体的な評価方法や適切な実施時期、効果的な評価項目について、毎年検討を行っております。

前回実施した下記4項目の評価を通じて得た個々の課題の改善に向けて確認を済ませた後、必要な検討・改善を行い、取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

取締役会の構成と運営    経営戦略と経営陣の選解任    企業倫理とリスク管理    株主等との対話・ステークホルダーとの協働

(補充原則4-14-2)

当社は、当社取締役及び監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としてお

ります。

新任の役員には原則として社外講習会への参加を要請しており、取締役・監査役としての活動に必要な企業統治・財務会計・法務等の各種情報の習得に対応しております。

社外取締役及び社外監査役につきましては、その機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際に、当社グループの事業等に関する必要な知識を習得できるよう、各人に応じた機会を提供しております。

役員就任後は、各々の役割・責務に応じて社外講習会への参加等自己研鑽に努めさせる他、必要に応じて法改正情報等につき顧問弁護士による説明会を実施しております。また、社外講習会の参加費用は当社が負担しております。

(原則5-1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との対話(エンゲージメント)を促進するための体制整備・取り組みに関する方針として「株主・投資家との対話に関する基本方針」を定め、IR担当取締役を中心として、株主や投資家との対話を積極的に行い、経営戦略や事業計画への理解を得ながら意見や要望を経営陣に適時にフィードバックするよう努めます。

IR活動の詳細については、コーポレートガバナンスに関する報告書の「2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

(補充原則5-1-1)

株主・機関投資家との対話(面談)については、IR担当取締役が担当することを基本としています。面談の主な関心事項については、IR担当取締役が社内の関連部署と連携して事前に情報を整備して面談に臨んでいます。

(補充原則5-1-2)

当社ではIR担当取締役を選任し、IR担当取締役が社内のIR関連部署(経営企画部、財務経理部、総務部、広報宣伝室)を統括して建設的な対話を行うための連携を図っています。株主との対話(エンゲージメント)を促進するための体制整備・取り組みに関する方針やインサイダー情報の管理に関する方針として「株主・投資家との対話に関する基本方針」を定め、「情報公開方針」に基づいた重要情報の開示を行います。

「株主・投資家との対話に関する基本方針」URL: <https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/engagement.html>

「情報公開方針」URL: <https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/>

(補充原則5-1-3)

決算期の3月末及び9月末時点の株主名簿について名簿上の株主構造を把握しています。また、必要に応じて実質株主判明調査を実施しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	401,100	5.22
ミネベアミツミ株式会社	300,000	3.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	251,800	3.28
岩崎電気協力会持株会	204,360	2.66
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	201,900	2.63
株式会社みずほ銀行	183,803	2.39
明治安田生命保険相互会社	180,059	2.34
アイランプ社員持株会	168,645	2.19
株式会社三井住友銀行	168,612	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	155,900	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大屋健二	他の会社の出身者													
田内常夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大屋健二		同氏は株式会社デンソーの役員を務めた経験があり、4年前まで同社のグループ会社であったアスモ株式会社の顧問を務めておりました。2020年3月期における株式会社デンソー及びアスモ株式会社と当社との間の取引については株式会社デンソーに対して年間262万円の売上高実績がありました。アスモ株式会社に対しては売上高・仕入高ともに実績はありません。両社とも当社の独立性基準において、主要な取引先には該当しません。	当社は同氏を製造業の経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の経営およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献できる人物と考え、2年前より社外取締役に選任しております。また、当社は同氏が企業経営の経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、かつ、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしていることから、一般の株主と利益相反が生じる恐れのない高い独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しております。





会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊正三		同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社三井住友銀行の業務執行者を務め、12年前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社三井住友銀行から2020年3月末現在で計13億1千万円の借入残高があります。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の監査に反映させることができる人物と考え、3年前に社外監査役に選任しました。同氏は株式会社三井住友銀行出身であります。2008年に同行を離れ、現在では実質的に同行の意向を反映できる者と同視できず、このことが同氏の独立性を阻害するものではありません。また、企業経営経験者としての社会的地位から責任のある行動が期待でき、かつ、当社が定める独立性基準の要件を全て満たしており、当社は同氏を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する者と判断し、独立役員に指定しています。
鈴木直人		同氏は当社の主要な取引先の一つである株式会社みずほ銀行の業務執行者を務め、8年前、同行の執行役員を退任しております。当社は株式会社みずほ銀行から2020年3月末現在で計15億6千万円の借入残高があります。また、同氏は2014年6月から日本ハーデス株式会社の取締役副社長を務めており、また2020年6月26日に日本ハーデス株式会社の代表取締役社長に就任します。2020年3月期における同社と当社との間の取引については売上高・仕入高ともに実績はありません。	当社は同氏を経営者・業務執行者としての経験と幅広い知識をもって当社の監査に反映させることができる人物と考え、社外監査役に選任しました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

## その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

- 当社および当社グループ会社の業務執行者(取締役、執行役員その他の使用人)または監査役でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
- 当社の大株主(議決権所有割合10%以上の株主)の重要な業務執行者(取締役、執行役員その他の重要な使用人)または監査役でないこと。
- 当社が大株主(議決権所有割合10%以上の株主)である会社の重要な業務執行者でないこと。
- 当社の主要な取引先(直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社との販売取引の対価の支払額または受取額が、連結総売上高の2%超)の重要な業務執行者でないこと。
- 直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、当社および当社グループ会社の主要な借入先である金融機関の取締役、監査役または執行役員その他の使用人でないこと。
- 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度を含めた過去3事業年度のいずれかにおいて、個人は1千万円以上、法人・団体は連結総売上高の2%超)を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと。
- 当社および当社グループ会社または当社の主要な取引先または当社から多額の寄付を受領する団体の業務執行者の親族関係(3親等以内または同居親族)でないこと。
- 上記の他、独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役(社外取締役を除く)を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入することを、2016年6月に開催された第101回定時株主総会で決議しています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、対象となる取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従い、役位及び業績達成度等に応じて、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が給付される株式報酬制度です。

また、当該業績連動報酬に係る指標につきましては、役員株式給付規程に定める連結業績達成度を指標としており、その達成度合いに応じた株式を給付する定めとなっております。当該指標を選択した理由は、業績の向上および企業価値増大への貢献度合いを測る指標として最適であることを理由としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役に対する報酬 174百万円

(注)1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

2. 取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬相当額27百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」と、業績連動型の「信託型株式報酬」で構成しております。報酬等の総額は、株主総会で承認された金額の範囲内であり、「基本報酬」の決定は取締役会にて決議しております。なお、当社ではコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しました。当委員会の委員は代表取締役、社外取締役で構成されており、当委員会の活動は2020年2月より開始しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営企画部、内部監査室、総務部が連携し、会議内容の事前伝達を行うとともに必要に応じて資料提供や情報収集等のサポートをしております。情報収集に必要なネット環境の整備にも対応しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

・業務執行、監査・監督の方法についての概要

TMC、執行役員会議は毎週始めに開催し、取締役会は年13回開催。

TMC、取締役会は、当社における業務執行意思決定機関に位置づけられており、役割については、職務権限規程、TMC規程、取締役会規程に準拠しております。

また、執行役員会議では、経営の基本方針に基づいて業務に関する研究、調査、審議を行い、業務総合的運営を図るとともに、連絡、調整、情報の共有化を行っております。

・業務執行、監督機能を強化するプロセス

社外取締役並びに社外監査役の選任 他社での経営経験を生かし、当社の経営体制の監査・監督を行っております。

独立役員の指定 社外取締役2名と社外監査役1名を東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考にして独立役員に指定しております。

・責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。



当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

・監査基準に関する要件

「内部監査規程」で次の項目を定めております。

「1. 目的」「2. 適用範囲」「3. 監査の対象」「4. 規程の主管部署」「5. 監査担当部署及び担当者」「6. 監査担当者の権限」「7. 監査担当者の遵守事項」「8. 会社の監査役及び会計監査人との関係」「9. 基準(9-1)監査計画の立案、(9-2)業務監査の実施、(9-3)内部統制監査の実施、(9-4)監査結果の報告と処置」「10. 付則」

・監査の状況

(監査の組織・人員及び手続き等)

内部監査室は、社長直属の部署として独立し、内部監査室長のもとに、4名の監査担当者が配属されております。なお、監査実施にあたって、業務上特に必要があるときは、別に指名されたものを加えて実施しております。

内部通常監査は、期初に作成した「監査計画書」に基づき、被監査部署に監査実施の事前通知をした後に実施しております。

特別監査が必要な場合は「監査計画書」に予定されていない部署への監査を実施しております。

監査後は、監査結果を社長に報告し、関係役員にも回覧しております。

監査結果に基づく「監査結果処置報告書」を被監査部署に送付し、指摘事項の改善策の報告を求めています。

(公認会計士の氏名等)

会計監査人監査は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しております。2020年3月期の会計監査における指定有限責任社員・業務執行社員は、植村文雄氏、滑川雅臣氏の2名であり、その他監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者7名、その他19名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

会社法第2条第15号に基づく社外取締役を選任し、その社外取締役が取締役会等において、客観的な立場から経営判断を行うことにより、経営の監督機能の強化を図っております。また、社外監査役を含む4名の監査役が、取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に対し違反がないか調査し、是正及び改善を行っており、十分に監査機能を果たしていると考えております。なお、社外取締役2名と社外監査役1名は独立役員として指定しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限よりおおむね1週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年定時株主総会はいわゆる第一集中日を回避した日に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(抄訳)を作成し、当社ホームページの英文ページに掲載しております。
その他	招集通知発送の数日前から当社ホームページに招集通知(参考書類含む)とその英訳版を掲載し、議決権行使の円滑化に努めております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報公開方針」を設け、情報開示の基準・情報開示の手段・沈黙期間の設定を決めています。 情報公開方針: URL <a href="https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/">https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/policy/disclosure/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算期において証券アナリスト・機関投資家向けに適宜に社長による決算説明会を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	各四半期決算並びに期末本決算後、決算補足資料や有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、事業報告書、並びにアニュアルレポート等、株主の皆様への投資判断をサポートするための資料を「株主・投資家情報」のサイトに掲載しています。 株主・投資家情報: URL <a href="https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/">https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役 加藤昌範 IR事務連絡責任者: 広報宣伝室長 増田恭久 IR担当部署: 広報宣伝室	
その他	不定期にアナリスト・機関投資家向けの工場見学会を開催し、事業責任者とのミーティングを行っています。 個人投資家向けの定期的説明会は開催しておりませんが、ホームページ上に「個人投資家の皆様へ」のサイトを設け当社の歴史、事業内容等を公開、「IR資料」のサイトで財務的な開示情報を公開しています。 個人投資家の皆様へ: URL <a href="https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/individual/">https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/individual/</a> IR資料: URL <a href="https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/">https://www.iwasaki.co.jp/corporate/ir/report/</a>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	最先端の「光技術」を活かした環境保全活動では、低炭素社会に向けた省エネ製品の提案や自然生態系に考慮した製品の提案等により地球温暖化防止に貢献しています。CSR活動では、“献血貢献活動”、“工場外周の清掃活動”、“PETボトルキャップ回収によるフクチン寄付”、“カレンダー募金”、“工場見学会”等を実施しています。

その他

<女性の活躍の方針・取り組みについて>

当社は、女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、育児休業、短時間勤務制度等の制度面の整備はもとより、営業系・技術系分野の新卒採用を拡大し、女性の職域拡大と働きやすい職場環境づくりに取り組んでおります。また、管理職や女性社員の意識改革、女性の活躍機会の拡大や登用等に継続的に取り組んでいきます。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
  - 2) 取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合を含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
  - 3) 取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
  - 4) 社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスをを行います。
  - 5) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決議事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
  - 6) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
  - 2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決議書等の重要な文書を常時閲覧できます。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は取締役会及びTMC（経営会議）等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
  - 2) リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産・環境・労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組みとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
  - 3) 災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
  - 2) 取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
  - 3) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
  - 2) コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
  - 3) 営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保するために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。
  - 4) 内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。
  - 5) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
  - 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。
6. 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
  - ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
  - 2) 当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社の一定の重要事項については親会社に対する報告を義務付け、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。また上記規程により子会社の経営に関する重要事項の承認は子会社の取締役会のみならず親会社の取締役会またはTMC（経営会議）にて審議することで企業集団における業務の適正を確保することに努めます。
  - 3) 当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣することにより、取締役会等の会議体において経営計画や事業計画の策定内容および職務の執行内容について報告を求め、その内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに各執行部の活動の進捗状況について確認・検証することで効率性を確保しています。
  - 4) 一定以上の業務組織規模を有する子会社、株式会社アイ・ライティング・システム、アイグラフィックス株式会社の2社の取締役会においては当

社体制に準じてそれぞれ独自に「業務の適正を確保するための体制」について決議しています。

5) 当社のリスクマネジメント規程に従い、リスクマネジメント委員会は関係会社に係るリスクに関わる情報収集を行いリスク発生の兆候を洞察し適切に対応します。

6) 当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。

7) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

8. 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

9. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人は、専ら監査役の指揮命令に従います。当社は、内部規程において、監査役を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨及び当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を定めています。

10. 次に掲げる体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

ロ) 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 取締役会議事録、TMC(経営会議)議事録、執行役員会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。

2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。

3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。

4) 当社子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく子会社監査役及び当社直接管理責任者に報告するものとし、これを受けた子会社監査役及び当社直接管理責任者は直ちに当社監査役会に報告します。

5) 当社内部監査室は当社グループにおける内部監査の実施結果および是正状況について、適宜監査役会に報告します。

6) 当社グループの内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告します。

11. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程に明記し周知徹底しています。

12. 当社の監査役を補助する職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である総務部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処置します。

13. その他当社の監査役を補助する職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。

2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。

3) 監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。

4) 監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議(取締役会、TMC(経営会議)、執行役員会議など)へ出席します。

5) 監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

参考資料 「内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図」及び「適時開示体制概要書」をご覧ください。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

・当社は反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、関係を遮断します。

反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

・2007年4月1日に「イワサキグループ コンプライアンスプログラム」を制定し、その中に当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しています。

・社内体制の整備状況

(1) 反社会的勢力の不当要求等に対しては、総務部総務課を窓口として対応しています。

(2) 日頃より所轄警察署、顧問弁護士との連携を密にし、有事の際にも適切に対処できるよう関係強化を図っています。

(3) 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等を通じ、平素から反社会的勢力に関する情報の収集及び交換に努めています。

(4) 社員の階層別研修の中で、不当要求に関する啓発活動の一環として、不当要求に対する対応マニュアル等のビデオ研修を適宜実施しています。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

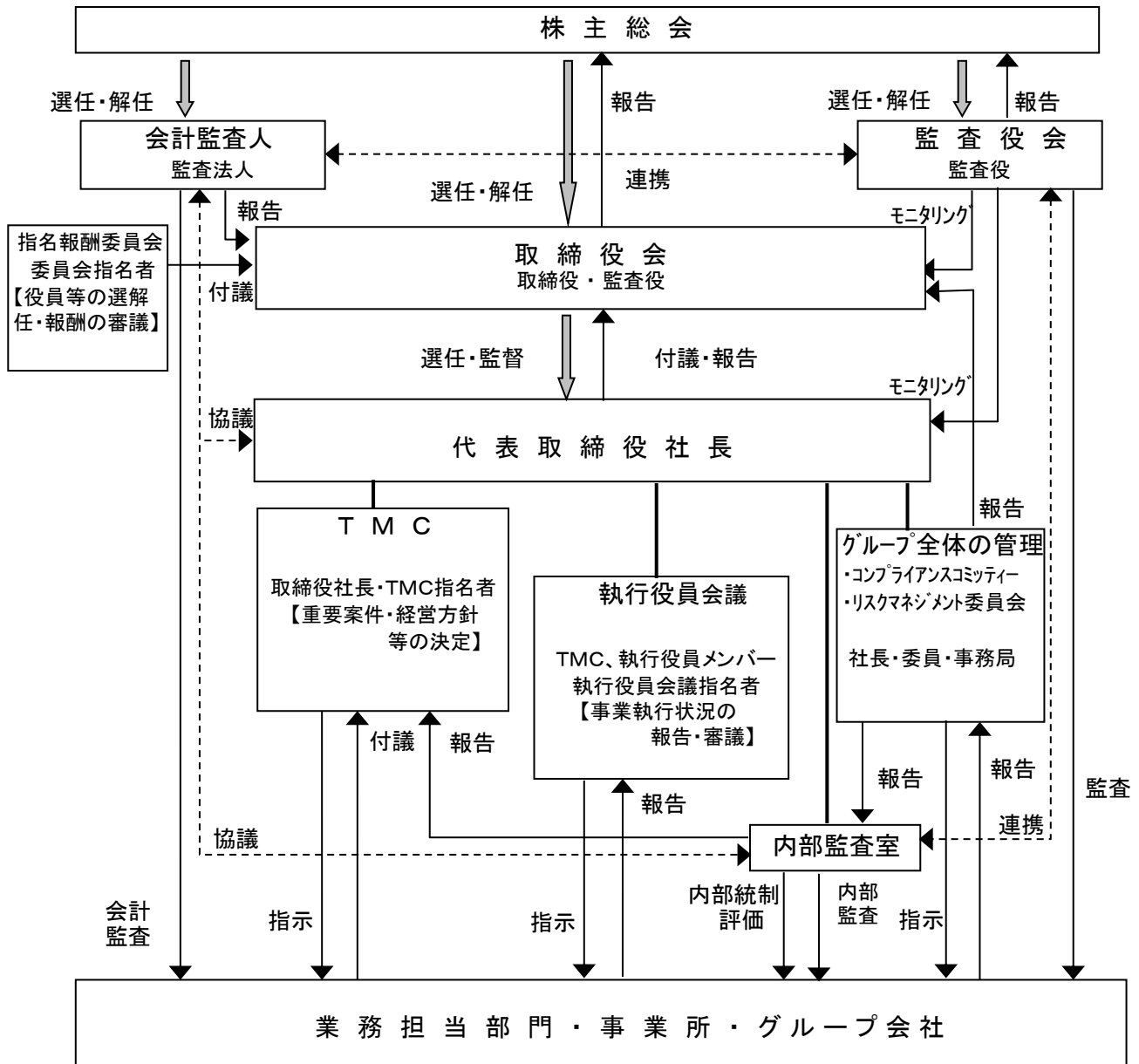
該当項目に関する補足説明

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要経営課題であると認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



## 【適時開示体制概要書】

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の収集

当社各部及び各グループ会社は情報を随時、当社の経営企画部へ報告します。

#### 2. 適時開示判定

報告された情報は、適時開示の要件等を検討し、開示の必要な情報はTMCへ起案します。

取締役会承認・・・主に決算情報、決定事実(⇔)

TMC承認・・・主に発生事実(→)

#### 3. 適時開示

取締役会及びTMCで承認された情報は、経営企画部より適時開示します。

